

モシ、モシ
消費生活
相談です



2-2455

契約して「失敗した」、「困った」と思つたう! 契約の取消しを!

契約は、当事者の合意により成立し、いつたん契約が成立すると、当事者は合意の内容に拘束されます。債務を負っている人は、その義務を果たさなければなりませんし、権利を持つている人は、その内容を相手に請求することができます。もし、約束を破る（債務不履行）と相手から損害賠償の請求を受けたり、強制執行をされたりして、約束違反の責任をとらされることになります。

しかし、どんな約束でも絶対に守らなければならぬということはありません。もともと拘束力のない契約であったり、いつたん成立した契約を取り消して、拘束力を解いてしまう場合もないわけではありません。

先月号では、クリーニング・オフ（申込みの撤回又は契約の解除）について、お知らせ

しましたが、今月は、「契約の取消し」についてお知らせします。

■「契約の取消し」とは

いつたんは有効に成立した契約を、取消権者の取消しの行為（相手方に対する通知）をすることにより、はじめから効力をなかつたことにしてしまうことです。

契約を取消しできる方法はいろいろあります。今月は消費者契約法や特定商取引法での「契約の取消し」についてお知らせします。

■誤認・困惑による取消し

クリーニング・オフ期間経過後でも、事業者が勧説をする際に、次のような不当な行為をして、消費者が契約の内容について「誤認」や「困惑」をして、契約してしまつた場所から損害賠償の請求を受けたり、強制執行をされたりして、約束違反の責任をとらされることになります。

例 「中古車を事故車ではない」と告げられ、信用し購入したが、実は事故車だった。

②断定的判断の提供

事業者が契約の目的となるものの将来の価格など、将来の変動が不確実な事項について、断定的判断を提供し、消

費者がその判断の内容を確實と誤認して契約した場合。

例 「この株は、確実に値上がりします。」と告げられ、値上がりどころか値下がりした。

信用して契約したが、値上がりしません。

③不利益事実の不告知

事業者が契約内容の重要な項目又は重要事項に関する事項について、消費者に利益になる旨を告げ、かつ、不利益になる事実を故意に告げなかつたことにより、消費者がその不利益な事実を存在しないと誤認して契約した場合。

例 眺望・日当たりを阻害する隣接マンションの建設計画を知つてながら、「眺望・日当たり良好」と説明し、建設計画の事実を故意に説明しないで販売した。

消費者が取消しの理由を示して契約の取消しの意思を表示を示す。

■取消権の行使期間

契約の時から5年です。

■取消しの方法と効果

書面により内容証明郵便等

●時間／6:30～16:00(休憩90分) 11:00～20:00(休憩60分)

●休日／週1日以上、夏季・冬季・春季休み有

※勤務日・勤務時間については相談可

●給与／(正)月固15～25万円(経験等考慮) (バ)時給720円～

●待遇／交通費支給、制服貸与、食事補助、社宅制度有

でなく、契約の締結を必要とする事情を含むようにしてい

る点は重要です。

不利益事実の不告知についても、特定商取引法では、利益となる事実を告げることは要件とされていません。

(有料広告)

学生さんが集う職場で働きませんか 調理の大好きな健康で明るい方

①調理師又は調理師見習い

②調理補助

③ホールスタッフ

①正社員・パート ②③パート

勤務先

東京理科大学
長万部校

(山越郡長万部富野102-1)

・応募・

まずはお電話
下さい。

（株）中央給食センター ☎011-823-8950 ☎062-0903 札幌市豊平区豊平3条13丁目1-29